

学校生活について

1. 学校生活のきまり

(1) 欠席・遅刻・早退・忌引

- ① 規則正しい生活を心がけ、健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退のないようにすること。
- ② やむを得ず、欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず事前に学級担任に連絡すること。
- ③ 忌引・公認欠席・出席停止については、速やかに学級担任へ届け出ること。
- ④ 忌引の日数は次のとおり。

父 母	7日以内
兄弟姉妹・祖父母	3日以内
曾祖父母・甥姪・伯叔父母	1日以内

(2) 授業・考査

- ① 授業については、「**授業について**」に従い、真剣に取り組むこと。
- ② 考査受験については、「**定期考査受験に際しての生徒心得**」に従い、不正行為のないよう、厳正な態度で受験すること。
- ③ 定期考査前の1週間と定期考査期間中の部活動については、原則禁止とする。

(3) 服装・頭髪

- ① 服装は「**服装規定**」、「**防寒着に関する規定**」によって正しく着用すること。
- ② 頭髪、化粧や装飾品については、「**頭髪等に関する申し合わせ**」を遵守すること。

(4) 登校・下校

- ① 交通法規を遵守し、8時45分からのSHRに遅刻しないよう時間に余裕を持って登校すること。
- ② 完全下校時刻は、午後6時30分とする。但し、部活動顧問の許可により延長することができる。
- ③ 登校後の校外への外出は禁止。特別な事情で外出が必要な場合は、担任の許可を得た後、「**外出許可証**」を持って外出することができる。
- ④ 自転車通学をする場合は、「**自転車通学許可願**」を生徒指導課に提出し、ステッカーを所定の位置に貼付すること。また、自転車は駐輪場の決められた場所に、整頓・施錠して駐輪すること。
- ⑤ 自転車の二人乗り、傘さし運転は禁止する。雨天時は必ずカッパを着用すること。

(5) 校内生活

- ① 校舎や教室、その他学校の施設・設備等は大切に取り扱い、破損や汚損をしないように心がけること。万一、破損・汚損した場合は、速やかにHR担任に届け出ること。
なお、修繕に要する経費は当事者が負担する。
- ② 携帯電話・スマートフォンは、学校生活に不必要なものです。校内での使用はできる限り控えること。使用する場合は一般的な使用マナーを守ること。授業中は原則使用を禁止とする。授業中に触った場合は下校時まで預かり、考査中に触った場合は、不正行為と見なし特別指導をする。

(6) 校外生活

- ① 午後10時以降の外出をしないこと。
- ② アルバイトは、原則禁止。どうしても必要な場合は、必ず事前に許可を得ること。

(7) 禁止事項

①法令・条例違反行為 (違反すれば特別指導)

- ・喫煙、喫煙具所持
- ・交通機関不正行為
- ・脅迫行為
- ・飲酒
- ・不健全娯楽行為及び施設への出入り
- ・不適切なスマートフォン使用(肖像権侵害・違法アップロード, ダウンロード等)
* SNS等の不正使用が犯罪になることがあります。
- ・窃盗、占有離脱物横領、万引
- ・道路交通法違反
- ・暴力行為
- ・薬物乱用
- ・深夜徘徊(午後10時以降)
- ・賭博行為
- ・いじめ行為

②校則で禁止されている行為Ⅰ (違反すれば特別指導)

- ・対教師暴言、暴力
- ・喧嘩行為
- ・人権侵害行為(いじめ・ネット上の誹謗中傷等)
- ・考査不正行為
- ・無許可アルバイト
- ・授業妨害
- ・粗暴行為
- ・バイク、四輪3ない運動違反(無断免許証取得、乗車、購入)など
- ・怠学
- ・器物破損
- ・迷惑行為

③校則で禁止されている行為Ⅱ (注意指導)

- ・服装、頭髪違反(染色、脱色、パーマ)、化粧、カラーコンタクトレンズ等
※ 頭髪違反者は、帰宅して改善をしている。
- ・アクセサリ類着用(ピアス、ネックレス、指輪等)
※ 校内で着用してきたアクセサリ類は、卒業まで学校で預かる場合もある。
- ・無断の欠席、遅刻、早退、外出

④校内への持ち込みを禁止しているもの (注意指導)

- ・ゲーム機
- ・漫画本
- ・ガム、キャンディー等の菓子類
- ・その他学校生活に不必要なもの(携帯電話、スマートフォンは、学校生活に不必要なものとしていますが、家庭の緊急連絡時に必要という家庭の強い要望もあり個人の管理により自己責任を条件に、持ち込みを許しています。)
※ 授業中に許可無く使用した場合は、学校で預かる場合がある。

⑤校内での使用を禁止しているもの (注意指導)

- ・ドライヤー、ヘアアイロン等の電化製品
- ・携帯電話、スマートフォンの充電器
※ 学校で預かる場合がある。

⑥授業中の使用を厳しく禁止しているもの

- ・携帯電話、スマートフォン
※ 学校で、下校時まで預かる。
※ 考査中に触れば、不正行為と見なされる。

⑦公共の場所におけるマナー違反行為 (注意指導)

2. 生徒会活動

生徒会は、自分たちの手で自分たちの高校生活を充実したものにするための組織です。学園祭、球技大会などの生徒会行事に積極的に参加して、石部高校で過ごす3年間を実り豊かなものにしましょう。

《主な生徒会行事》 4月 対面式・部活動紹介・部活集会・各種委員会

5月 生徒総会・壮行会 / 7月 文化祭

9月 体育祭・生徒会役員選挙 / 10月 壮行会

12月 ウィンターフェスティバル / 3月 球技大会

《生徒会執行部》

生徒会行事の企画・運営をします。校外でのボランティア活動も積極的に行います。会長(1名)、副会長(2名)、常任委員で構成され、週2回程度、執行部会を開きます。

3. ホームルーム（クラス）活動

高校生活における人間的交流と自分探しの場がホームルーム（クラス）です。
一人ひとりが自分の役割を担ったり、互いに支え合ったりしながら切磋琢磨して高め合い、より良い集団づくりに励みましょう。

- ・友人や先生と夢や悩みについて語り合う
- ・学園祭でともに汗を流し、協力し合う
- ・球技大会でクラス一丸となって勝利を目指す
- ・勉強を教え合い、希望進路実現に向けて励まし合う
- ・自分たちの教室は自分たちできれいにする



《 ホームルーム役員の仕事 》

ホームルーム委員	ホームルームのまとめ役です
協議委員	生徒総会に向けての話し合いをまとめます
環境美化委員	校内外の美化に関する活動を行います
保健委員	校内の保健・衛生に関する活動を行います
図書委員	貸出・返却などの図書館業務や図書館報告の発行をします
学園祭実行委員	学園祭に関わる話し合いをまとめます
体育委員	体育担当教員とクラスとの連絡係です
人権学習委員	ボランティア活動や人権学習の中心的役割を果たします
選挙管理委員	生徒会役員選挙に関わる仕事をします
空調係	夏季は扇風機の管理、冬季はストーブの管理等

※ この他、クラス独自の係を決める場合もあります

4. 部活動

3年間の部活動を通して、多くの感動や貴重な体験が得られます。充実した高校生活にするためにも、積極的に加入しましょう。

【 文化部 】	吹奏楽	放送	将棋
	茶華道	CSS(コンピュータ科学)	
【 体育部 】	陸上競技	硬式野球	卓球
	バドミントン		バレーボール(女)
	バスケットボール(男・女)		テニス(男・女)

服 装 規 定

1. 制服について

常に高校生としての品位を保ち、清潔な服装であるよう心掛け登下校時及び校内では必ず着用すること。

【男子】本校指定の制服を正しく着用すること。

- ・ブレザー 本校指定のものを正しく着用すること。
- ・カッターシャツ 本校指定のシャツを正しく着用すること。
- ・ネクタイ 通常のネクタイの着用は任意とする。
※ 式典等（入学式、卒業式、始業式、終業式その他指定する学校行事）には、ネクタイ着用のこと。
ただし夏季服装期間中は除く。
- ・スラックス 黒色系のベルトを締め、本校指定のものを正しく着用すること。
ずり下げた着用はしない。
- ・靴 下 無地のものを着用すること。
※ ワンポイントやラインは、入っていてもよい。
- ・下 靴 運動靴、黒・茶系統のものとする。

【女子】本校指定の制服を正しく着用すること。

- ・ブレザー 本校指定のものを正しく着用すること。
- ・セーラーブラウス 本校指定のシャツを正しく着用すること。
- ・アンダーシャツ 白系統無地のものを着用すること。
- ・スカート 本校指定のものを正しく着用すること。
黒色系のベルトを締め、本校指定のものを正しく着用すること。
ずり下げた着用はしない。
- ・靴 下 無地のものを着用すること。
※ スカート丈は、膝頭を基準とし、短くしない。
※ ワンポイントやラインは、入っていてもよい。
- ・下 靴 ※ タイツの場合も、無地のものを着用する。
運動靴、黒・茶系統のものとする。

【男女共通】

- ・セーター 本校指定のものを着用する。
※式典等の、正装時に着用する場合は制服ブレザーの下に着用すること。
※夏季服装期間については別途定め、セーターの着用は認めない。

◆式典等（入学式・卒業式・始業式・終業式・その他の指定する学校行事）は、正装とする。冬服時は必ずブレザーを着用し、本校指定のネクタイをつける。
※ただし、夏季服装期間は除く。

2. 夏季服装について

6月1日～9月30日を目安として下記服装の着用を認める。
（移行期間は、5月と10月）。

- 【男子】
 - ・上 衣 本校指定のシャツを正しく着用すること。半袖にしても良い。
 - ・ネクタイ 校外研修、行事等、大切な場面では必ず着用すること。
 - ・スラックス ベルトを締め、正しく着用すること。ずり下げた着用はしない。
※ 夏用スラックスを着用してもよい。
 - ・アンダーシャツ 色・柄ともに派手でないものを着用すること。
- 【女子】
 - ・上 衣 本校指定のセーラーブラウスを正しく着用すること。
半袖にしても良い。
 - ・アンダーシャツ 色・柄ともに派手でないものを着用すること。
 - ・スカート 本校指定のものを正しく着用すること。
スカート丈は、膝頭を基準とし、短くしない。
※ 夏用スカートを着用してもよい。
 - ・スラックス 黒色系のベルトを締め、本校指定のものを正しく着用すること。
ずり下げた着用はしない。

3. その他

特別な理由があり、制服とは異なった服装をする場合は、異装願により許可を受け、常に許可証を携帯すること。

頭髪等に関する申し合わせ

1. 頭髪について

- ・常に高校生としての品位を保ち、簡素で清潔な頭髪を心掛けること。
- ・頭髪の染色、脱色、パーマ、カール、ウェーブ・エクステ等の加工をしてはいけない。
なお、適正と認められない場合は、帰宅して改善する指導を行うこともある。
- ・ヘアピンは、大きなものや華美なものをつけてはいけない。
- ・不必要なもの(ヘアアイロン等の電気製品)の校内への持ち込み・使用は禁止する。

2. 化粧、装飾品について

- ・ファンデーション、口紅（色つきリップ含む）、眉加工、アイメイク、マニキュア・まつげエクステ等の化粧や加工は禁止する。
- ・ピアス、ネックレス、ブレスレット、指輪等のアクセサリー類の着用は禁止する。

防寒具の着用に関する規定

冬季期間中（目安：11月中旬～3月中旬）は、下記の服装を認める。あくまでも防寒のためであることを念頭に置き、高校生活にふさわしい物を着用すること。

1. セーターについて

防寒のためにセーターを着用する場合は、本校指定のセーターを制服ブレザーの下に着用すること。他のセーター等の着用は認めない。

2. 通学用コート類について

男女共に通学時にコート類（ジャンパー、ヤッケ、ウィンドブレーカー）を着用しても良い。但し、あくまでも通学時の防寒用であるので華美（派手）な物や奇抜なものは避けること。

※以下の着用は禁止しています。

- (1) 毛皮・皮革・合成皮革およびデニム（ジーンズ地）素材の物。
- (2) コート類の背中等にロゴ（メーカー名、ブランド名及びデザインマーク）以外の図柄が大きく入っている物。

3. マフラー、手袋、帽子について

素材、色、柄、デザインが華美（派手）な物は避けること。

4. 上記以外の物やまぎらわしい物については、生徒指導係で判断する。